平成２２年（フ）第５１０号
大阪市東淀川区下新庄６丁目13番５号
債務者　直理　里美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６０号
大阪市鶴見区放出東２丁目４番14号　406号、前住所大阪市鶴見区放出東２丁目24番25号
債務者　吉村　千鶴
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３８号
大阪府東大阪市森河内西１丁目２番29―506号
債務者　髙尾佐知子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５７号
大阪府箕面市如意谷４丁目６番１―103号
債務者　天野　久容
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６７号
大阪市福島区吉野３丁目４番10号　楽々荘25号、前住所大阪市福島区大開２丁目11番５号
債務者　成田運送こと　成田　修二
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７０号
大阪市城東区成育４丁目12番10号　フューチャ１号館205号
債務者　谷口　靖博
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７４号
大阪府摂津市別府１丁目17番14―506号、前住所岡山市北区下中野1226番地18　ベアーフルート301号室
債務者　猪原　基之
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７５号
大阪府茨木市沢良宜浜２丁目13番29号
債務者　吉川　淳子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０４号
大阪市西成区花園北１丁目２番７号　新今宮ハイツ505、前住所大阪市西成区太子１丁目３番11号　かつうら501号
債務者　吉岡　栄治（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３１号
大阪府高槻市西五百住町11番17号
債務者　中川　有美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５０号
大阪市浪速区大国３丁目７番９―214号
債務者　蓑田　末人
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０３号
大阪市淀川区十三本町２丁目６番13号
債務者　越智　哲造
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１９号
大阪市平野区長吉出戸２丁目５番13―904号
債務者　吉田　　明
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３０号
大阪市淀川区野中南１丁目５番２号
債務者　菅　　将之
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４１号
大阪府守口市西郷通１丁目８番４号
債務者　中平　美幸
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５２号
大阪府寝屋川市昭栄町11番25号
債務者　河村　直美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８８号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―1120号
債務者　石田　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部